【1998 年 12 月 18 日】制度改革・歳出合理化の方策に関する報告
財政制度審議会

制度改革・歳出合理化の方策に関する報告（抜粋）

平成 10 年 12 月 18 日
財政制度審議会

Ⅱ．制度改革・歳出合理化の方策

1．社会保障

（2）医療

医療については、人口の高齢化が進む中、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内とするとの基本方針を堅持し、経済、財政と調和のとれた効率的な医療保険制度を構築するため、医療提供体制及び医療保険制度の両面にわたる抜本改革に取り組んでいく必要がある。

具体的には以下の諸改革を行っていく必要がある。

① 薬価基準制度を抜本的に見直し、高薬価シフト、薬の多用などの薬の使用のゆがみを解消し、薬剤使用の適正化が促進されるよう、薬に関する新たな保険給付基準額制度（参照価格制度）を導入する。

② 診療報酬については、慢性期の入院医療について一日定額払いを原則とするなど、出来高払いと定額払いとの最善の組み合わせを確立する。

③ 医師・病床数の適正化等、医療提供体制を見直す。

④ 高齢者医療については、一般的な高齢者を巡る経済状況の向上を踏まえ、相互扶助及び世代間の負担の公平の確保の観点から、老人保健制度を抜本的に見直す。

国立病院・療養所の再編成については、昭和 61 年度より、239 施設を概ね 10 年間で 74 施設削減して 165 施設とする計画に基づいて進めているが、地元自治体等の理解を得るのに時間を要したこと等により、平成 9 年度末の進捗状況は 21 施設と捗々しくない。

今後とも、平成 8 年の「国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」の改正や、平成 12 年度末までに施設の廃止を含めた対処方針を決定するなどを内容とした「再編成・合理化の基本方針」の見直しを踏まえ、再編成計画の実施を一層強力に推進する必要がある。

平成 11 年度の国立病院・療養所に対する一般会計からの繰入れについては、経営合理化を更に推進することとして、平成 10 年度予算に引き続き、その縮減を図るべきである。